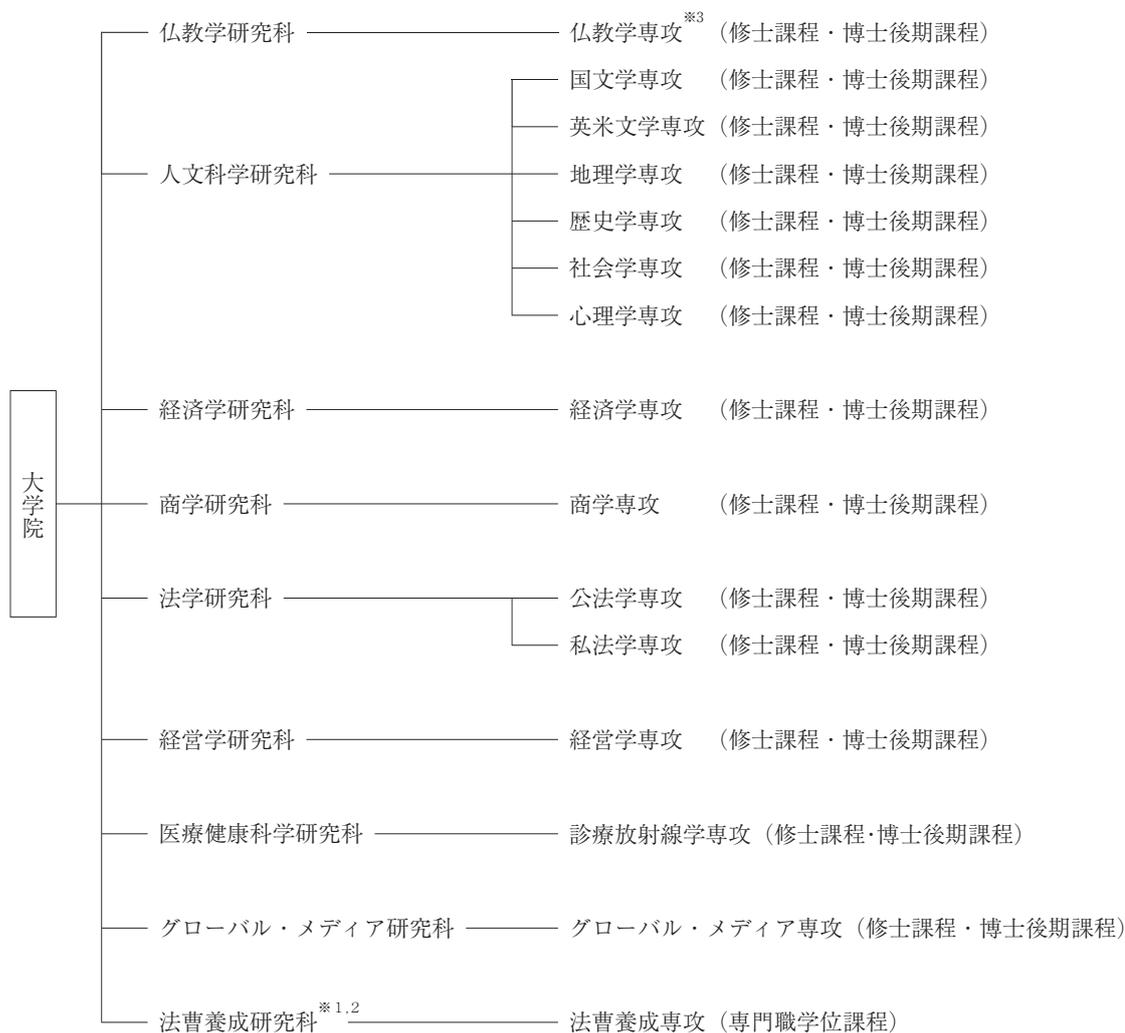

第4章 学則・諸規程・資料

CHAPTER 4

I 大学院組織図



※1 法曹養成研究科（法科大学院）に関する事項は法科大学院事務室で取り扱っています。

※2 2023年度学生募集停止

※3 2019年度以前入学者は人文科学研究科仏教学専攻

II 駒澤大学大学院学則

昭和 27 年 4 月 1 日制定

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 駒澤大学大学院（以下「本大学院」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、学部における一般的並びに専門的教育の基礎の上に高度にして専門的な学術の理論及び応用を教授、研究し、その深奥を究めて文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

2 各研究科各専攻別の目的は、別表第 1 のとおりとする。

(自己評価等)

第 1 条の 2 本大学院は、前条の目的を達成するため、教育・研究活動等の状況について自ら点検し、評価を行う。

2 自己点検・評価については、別に定める全学自己点検・評価に関する規程による。

(内部質保証)

第 1 条の 3 本大学院は、教育の質保証及び内部質保証を推進すると同時に、その成果を可視化し公開する。

2 前項の組織的ないし機能的な内部質保証の関連事項等については、別に定める。

(課程)

第 2 条 本大学院に、標準修業年限 5 年とする博士課程を置く。

2 博士課程は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程を「修士課程」として取り扱う。

3 本学則において、前期 2 年の課程は「修士課程」とし、標準修業年限 2 年とする。後期 3 年の課程は「博士後期課程」とする。

4 本大学院に、第 1 項のほか専門職学位課程を置き、法曹養成研究科（法科大学院）と称する。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 2 条の 2 本大学院の学生が、職業を有している等の事情により、前条に定める修業年限を超え第 6 条に定める在学年限内において、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修して修了することを申し出た場合には、研究科又は専攻において、その計画的な履修を認めることができる。

(課程の趣旨)

第 3 条 修士課程においては、広い視野に立って精深な学識を授け、専門分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

2 博士課程においては、専門分野について、研究者として自立して活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

3 専門職学位課程においては、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的として、特定の分野について理論的教育と実務的教育の有機的連携を図る教育を行うものとする。

(研究科)

第 4 条 本大学院に次の各研究科を置く。

- (1) 仏教学研究科
 - (2) 人文科学研究科
 - (3) 経済学研究科
 - (4) 商学研究科
 - (5) 法学研究科
 - (6) 経営学研究科
 - (7) 医療健康科学研究科
 - (8) グローバル・メディア研究科
 - (9) 法曹養成研究科（法科大学院）
- (法曹養成研究科)

第 4 条の 2 法曹養成研究科（法科大学院）に関する学則は、別に定める。

(専攻)

第 5 条 各研究科に次の専攻を置く。

研究科名	専攻名
仏教学研究科	仏教 学 専 攻
人文科学研究科	国 文 学 専 攻
	英 米 文 学 専 攻
	地 理 学 専 攻
	歴 史 学 専 攻
	社 会 学 専 攻
心 理 学 専 攻	
経済学研究科	経 済 学 専 攻
商学研究科	商 学 専 攻
法学研究科	公 法 学 専 攻
	私 法 学 専 攻
経営学研究科	経 営 学 専 攻
医療健康科学研究科	診 療 放 射 線 学 専 攻
グローバル・メディア研究科	グ ローバル・メ ディア 専 攻

(在学できる年数)

第 6 条 本大学院の課程を修了するために、同一研究科に在学できる年数は、通算して修士課程にあっては 4 年、博士後期課程にあっては 6 年とする。

(定員)

第 7 条 本大学院各研究科各専攻別の収容定員は、次のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程		博士後期課程		合計
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
仏教学研究科	仏教 学 専 攻	20	40	5	15	55
人文科学研究科	国 文 学 専 攻	5	10	2	6	16
	英 米 文 学 専 攻	5	10	2	6	16
	地 理 学 専 攻	5	10	2	6	16
	歴 史 学 専 攻	15	30	6	18	48
	社 会 学 専 攻	5	10	2	6	16
	心 理 学 専 攻	10	20	2	6	26
経済学研究科	経 済 学 専 攻	10	20	2	6	26
商学研究科	商 学 専 攻	15	30	2	6	36
法学研究科	公 法 学 専 攻	5	10	2	6	16
	私 法 学 専 攻	5	10	2	6	16
経営学研究科	経 営 学 専 攻	10	20	2	6	26
医療健康科学研究科	診 療 放 射 線 学 専 攻	14	28	3	9	37
グローバル・メディア研究科	グ ローバル・メ ディア 専 攻	10	20	3	9	29
	計	134	268	37	111	379

第 2 章 授業科目・研究指導及び履修方法

(教育方法)

第 8 条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(組織的な研修等)

第 8 条の 2 本大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

2 前項の組織的な研修及び研究については、別に定める。

(履修方法等)

第 9 条 本大学院各研究科各専攻別の修士課程・博士後期課程の授業科目の内容・単位数及び履修方法は、別表第 1 のとおりとする。

(他専攻の授業科目の履修)

第10条 研究科又は専攻において、教育研究上特に必要と認めるときは、他の研究科又は当該研究科の他専攻の授業科目を履修することができる。

(他大学院等履修)

第11条 本大学院が教育上有益と認めるときは、他大学の大学院(外国にあつてはこれに相当する高等教育研究機関を含む。)及び大学共同利用機関とあらかじめ協議の上、授業科目の履修又は研究指導を受けることができる。

2 前項により履修した授業科目の修得単位については、15単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

3 第1項により教授された研究指導は、課程修了の研究指導の一部として認定することができる。

4 学生が他大学の大学院及び大学共同利用機関履修に関し、必要な事項については、別に定める。

(単位の認定)

第11条の2 授業科目を履修し、その試験又はこれに代わる学識・能力の評価に合格した者には、所定の単位を与える。

(既修得単位の認定)

第12条 本大学院が教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する前に本大学院又は他大学の大学院(外国の大学の大学院を含む。)において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、15単位を超えない範囲で課程修了に必要な単位として認定することができる。

第12条の2 第11条及び第12条により修得したものと認定することのできる単位数は、合わせて20単位を超えない範囲とする。

(教職の免許状)

第13条 中学校教諭1種免許状又は高等学校教諭1種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許状のかかわる中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状授与の所要資格を取得しようとするものは、教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる中学校教諭専修免許状又は高等学校教諭専修免許状の免許教科の種類は、次の表に掲げるとおりとする。

研究科名(専攻)	免許教科の種類		
	中学校	高等学校	
仏教学研究科 仏教学専攻	宗 教	宗 教	
人文科学研究科	国文学専攻	国 語	国 語
	英米文学専攻	英 語	英 語
	地理学専攻	社 会	地理歴史
	歴史学専攻	社 会	地理歴史
	社会学専攻	社 会	公 民
心理学専攻		公 民	
経済学研究科 経済学専攻	社 会	公 民	
商学研究科 商学専攻		商 業	
法学研究科	公法学専攻	社 会	公 民
	私法学専攻	社 会	公 民
経営学研究科 経営学専攻		商 業	

(公認心理師)

第13条の2 公認心理師の受験資格を取得しようとするものは、別表第2に定める授業科目の単位を修得しなければならない。

第3章 試験・課程修了の認定・学位授与

(試験)

第14条 本大学院各研究科において、所定の授業科目を履修した者に対しては、毎学年末又は学期末に試験を行う。

2 試験は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文の提出その他の方法によることができる。

(成績の評価)

第15条 成績の評価は、S(100点ないし90点)、A(89点ないし80点)、B(79点ないし70点)、C(69点ないし60点)、F(59点以下)とし、S、A、B及びCは合格とし、Fは不合格とする。

(修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、修士課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。

2 当該修士課程の目的に応じ、特定の課題についての研究成果の審査をもって前項の修士論文の審査に代えることができる。

3 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、第1項の規定にかかわらず修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(在学期間の短縮)

第16条の2 本大学院は、前条の規定にかかわらず、第12条の規定により本大学院に入学する前に修得した単位を本大学院において修得したものとみなす場合であつて、当該単位の修得により本大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1年を超えない範囲で研究科又は専攻が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、少なくとも1年以上在学するものとする。

(博士課程の修了要件)

第17条 博士課程の修了の要件は、本大学院に5年(修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各研究科の定めた所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。

2 特に優れた研究業績を上げた者の在学期間は、前項の規定にかかわらず博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

第18条 削除

第19条 削除

第20条 削除

第21条 削除

第22条 削除

第23条 削除

(学位の授与)

第24条 本大学院の修士課程又は博士課程を修了した者には、駒澤大学学位規程により学位を授与する。

(学位の区分)

第25条 本大学院において授与する学位は、次の区分による。

研究科	専攻	修士課程	博士後期課程
仏教学研究科	仏教学専攻	修士(仏教学)	博士(仏教学)
人文科学研究科	国文学専攻	修士(国文学)	博士(国文学)
	英米文学専攻	修士(英米文学)	博士(英米文学)
	地理学専攻	修士(地理学)	博士(地理学)
	歴史学専攻	修士(歴史学)	博士(歴史学)
	社会学専攻	修士(社会学)	博士(社会学)
心理学専攻	修士(心理学)	博士(心理学)	
経済学研究科	経済学専攻	修士(経済学)	博士(経済学)
商学研究科	商学専攻	修士(商学)	博士(商学)
法学研究科	公法学専攻	修士(法学)	博士(法学)
	私法学専攻	修士(法学)	博士(法学)
経営学研究科	経営学専攻	修士(経営学)	博士(経営学)
医療健康科学研究科	診療放射線学専攻	修士(保健衛生学)	博士(保健衛生学)
グローバル・メディア研究科	グローバル・メディア専攻	修士(メディア学)	博士(メディア学)

(委任)

第26条 前条並びに第24条に定める学位授与の要件その他学位に関し必要な事項については、駒澤大学学位規程の定めるところによる。

—第27条から第37条まで省略—

第6章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第38条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

2 前項の学年を前期及び後期に分ける。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第39条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日

(2) 開校記念日 10月15日

(3) 夏季休業 別に定める。

(4) 冬季休業 別に定める。

2 前項の休業日を変更し、又は随時に休業日を定めることができる。

3 第1項の休業日であっても、臨時に授業を行うことができる。

第7章 入学・休学・復学・退学・転学・再入学及び除籍

(入学の時期)

第40条 本大学院の入学の時期は、学年始めとする。ただし、各研究科又は専攻において特に定める場合、学年を学期と読み替えることができる。

(修士課程の入学資格)

第41条 本大学院の修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者

(3) 外国において、通常の課程による16年の学校教育を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院において、大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

(9) 大学院に飛び入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者

(10) 本大学院において、個別の入学資格審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達した者

(11) 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者

(12) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(博士後期課程の入学資格)

第42条 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

(1) 修士の学位を有する者

(2) 外国において、修士の学位又はこれに相当する学位を得た者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者

(7) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第43条 本大学院に入学を志願する者は、別に定める入学検定料を添えて次の書類を提出し、入学試験を受けなければならない。

(1) 所定の用紙による入学願書

(2) 最終出身学校長の卒業（修了）又は卒業（修了）見込証明書及び成績証明書

ただし、大学改革支援・学位授与機構による学位取得（見込）の者は大学改革支援・学位授与機構長の学位取得（申請受理）証明書

(3) 最近撮影の写真

2 入学試験の方法は、研究科ごとに定める。

3 本大学院修士課程を修了し、当該研究科博士後期課程へ入学を志望する者についても同様とする。

(入学許可)

第44条 前条の入学試験に合格し、所定の入学手続を終えた者に入学者を許可する。

2 所定の期日までに入学手続を終えない場合は、合格を取り消す。

(入学手続)

第45条 入学を許可された者は、所定の保証人連署の在学誓書（保証書）、その他入学に必要な書類を提出しなければならない。

2 保証人は、親権者若しくはそれに準ずるものであって、在学中の一切の事項について保証する者とする。

3 保証人が改姓名、転居したときは、速やかに届出なければならない。

4 保証人が死亡その他の事由によりその資格を失ったときは、直ちに保証人を別に定め改めて在学誓書（保証書）を提出しなければならない。

5 第1項の手続を完了しないときは、入学を取り消すことができる。

(留学)

第45条の2 学生が外国の大学院又はこれに相当する教育研究機関において、授業科目を履修すること又は研究指導を受けることを希望する場合は、研究科委員会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを許可することができる。

2 留学期間は、在学年数に算入する。

3 その他留学に関する必要な事項は、別に定める。

(休学)

第46条 病気その他の事由で長期にわたり修学することができないときは、理由を付し、保証人連署のうえ願い出て休学の許可を得なければならない。

2 病気を理由とする休学願には、医師の診断書を添付しなければならない。

(休学期間)

第47条 休学期間は、学年の前期若しくは後期、又は1学年を区分とし、当該年度限りとする。

2 引き続き休学を要する特別の事情があるときは、許可を得てさらに1年に限り休学をすることができる。ただし、修士課程にあっては通算2年、博士後期課程にあっては、通算3年を超えることはできない。

3 休学期間は、在学年数に算入しない。

(復学)

第48条 復学は、毎学年始めとし、願い出によりこれを許可する。

(退学)

第49条 傷病その他やむをえない事由で退学しようとする者は、理由を付し、保証人連署をもって願い出で許可を得なければならない。

2 死亡届が提出された者については、死亡日をもって退学認定日とする。

(転学)

第50条 他の大学院から本大学院へ、また、本大学院から他の大学院へ転学を希望する者があるときは、事情によりこれを許可する。

(再入学)

第51条 本大学院を退学した者又は除籍された者で、再び入学を志願する者があるときは、研究科委員会の議を経て、学長がその意見を聴き、再入学を許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

(除籍)

第52条 次の各号の一に該当する者は、これを除籍する。

- (1) 第6条に規定する在学年数を超えた者
- (2) 第47条第1項又は第2項に規定する休学期間を超えた者
- (3) 前期、後期の納入期限までに所定の学費を納入せず、督促を受けてもなお納入しない者
- (4) 外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法に定める在留資格を喪失した者
- (5) 死亡又は失踪宣告が確定した者

第8章 学費及び入学検定料

(学費)

第53条 本大学院の学生は、本学の定める期間内に学費を納入しなければならない。

2 学費は、別表第3のとおりとし、その取扱いは駒澤大学学費取扱規程に定める。

(入学検定料)

第53条の2 本大学院に入学を志願する者は、入学検定料を納入しなければならない。

2 入学検定料は、別表第4のとおりとし、その取扱いは駒澤大学入学検定料取扱規程に定める。

第9章 委託生・聴講生・科目等履修生・科目等特別履修生・研究生及び外国人留学生

(委託生)

第54条 公共団体又は他の機関より本大学院の特定の授業科目について、修学を委託された場合は、選考のうえ委託生として入学を許可する。

2 委託生として採用できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 委託生に関し、必要な事項については、別に定める。

(聴講生)

第55条 本大学院の特定の授業科目について、聴講を希望する者がある場合は、選考のうえ聴講生として入学を許可する。

2 聴講生として採用できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 聴講生に関し、必要な事項については、別に定める。

(科目等履修生)

第55条の2 本大学院の特定の授業科目について、履修を希望する者がある場合は、選考のうえ科目等履修生として履修を許可する。

2 科目等履修生として採用できる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

3 科目等履修生に関し、必要な事項については、別に定める。

(科目等特別履修生)

第55条の3 本大学と学生交流協定を締結している国内外の他大学の大学院学生で、推薦のあった者に対しては、科目等特別履修生として授業科目を履修すること又は研究指導を受けることを許可することができる。

2 科目等特別履修生に関し、必要な事項については、別に定める。

(研究生)

第55条の4 本大学院博士後期課程に付して研究生をおくことができる。

2 研究生に関し、必要な事項については、別に定める。

(外国人留学生)

第56条 第41条及び第42条に規定する入学資格を取得した外国籍の者で、本大学院に入学を志願する者は、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生に関し、必要な事項については、別に定める。

第10章 賞罰

(表彰)

第57条 人物・研究業績ともに優秀な者又は特に善行があつて他の模範となる者に対しては、研究科委員会の議を経て学長がこれを表彰することができる。

2 表彰に関する規程については、別に定める。

(懲戒)

第58条 学生が本大学院の規則、命令に背き、若しくは秩序を乱し、又は学生の本分に反する行為があつたときは、研究科委員会の議を経て学長がこれを懲戒する。

2 懲戒は情状により譴責、停学、退学の3種とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する者に対して行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
 - (4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
- 4 懲戒に関する手続きについては、別に定める。

(弁償)

第59条 校舎及び附属する施設、設備を故意に汚損又はき損したときは、相当の弁償をさせることができる。

第11章 図書館及び保健衛生

(図書館及び保健衛生)

第60条 図書館及び保健衛生に関する規程は、駒澤大学学則第63条、第66条を準用する。

附 則

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

一別表1～4 省略一

III 駒澤大学大学院諸規程

駒澤大学学位規程

昭和 42 年 10 月 11 日制定

(目的)
第 1 条 この規程は、駒澤大学学則（以下「大学学則」という。）、駒澤大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び駒澤大学大学院法曹養成研究科（法科大学院）学則（以下「法科大学院学則」という。）に基づく駒澤大学（以下「本学」という。）の学位の授与に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の名称)
第 2 条 本学において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士（専門職）とする。

2 学士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

学 部	学 科	学 位
仏教学部	禅学科	学士（禅学）
	仏教学科	学士（仏教学）
文学部	国文学科	学士（国文学）
	英米文学科	学士（英米文学）
	地理学科	学士（地理学）
	歴史学科	学士（歴史学）
	社会学科（社会学専攻）	学士（社会学）
	社会学科（社会福祉学専攻）	学士（社会福祉学）
経済学部	経済学科	学士（経済学）
	商学科	学士（商学）
	現代応用経済学科	学士（経済学）
法学部	法律学科	学士（法律学）
	政治学科	学士（政治学）
経営学部	経営学科	学士（経営学）
	市場戦略学科	学士（経営学）
医療健康科学部	診療放射線技術科学科	学士（保健衛生学）
グローバル・メディア・スタディーズ学部	グローバル・メディア学科	学士（メディア学）

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学 位
仏教学研究科	仏教学専攻	修士（仏教学）
人文科学研究科	国文学専攻	修士（国文学）
	英米文学専攻	修士（英米文学）
	地理学専攻	修士（地理学）
	歴史学専攻	修士（歴史学）
	社会学専攻	修士（社会学）
	心理学専攻	修士（心理学）
経済学研究科	経済学専攻	修士（経済学）
商学研究科	商学専攻	修士（商学）
法学研究科	公法学専攻	修士（法学）
	私法学専攻	修士（法学）
経営学研究科	経営学専攻	修士（経営学）
医療健康科学研究科	診療放射線学専攻	修士（保健衛生学）
グローバル・メディア研究科	グローバル・メディア専攻	修士（メディア学）

4 博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学 位
仏教学研究科	仏教学専攻	博士（仏教学）
人文科学研究科	国文学専攻	博士（国文学）
	英米文学専攻	博士（英米文学）
	地理学専攻	博士（地理学）
	歴史学専攻	博士（歴史学）
	社会学専攻	博士（社会学）
	心理学専攻	博士（心理学）
経済学研究科	経済学専攻	博士（経済学）
商学研究科	商学専攻	博士（商学）

法学研究科	公法学専攻 私法学専攻	博士（法学） 博士（法学）
経営学研究科	経営学専攻	博士（経営学）
医療健康科学研究科	診療放射線学専攻	博士（保健衛生学）
グローバル・メディア研究科	グローバル・メディア専攻	博士（メディア学）

5 法務博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

研究科	専 攻	学 位
法曹養成研究科	法曹養成専攻	法務博士（専門職）

(学士の学位授与の要件)

第 3 条 学士の学位は、大学学則第 22 条の定めにより、本学を卒業した者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

第 4 条 修士の学位は、大学院学則第 16 条の定めにより、修士課程を修了した者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

第 5 条 博士の学位は、大学院学則第 17 条の定めにより、博士課程を修了した者に授与する。

2 前項の定めるもののほか博士の学位は、学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを認められた者にも授与することができる。

(法務博士の学位授与の要件)

第 5 条の 2 法務博士（専門職）の学位の授与は、法科大学院学則第 42 条の定めにより、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(課程による者の学位論文の提出)

第 6 条 第 4 条により修士の学位を請求しようとする者は、所定の期日までに学位論文に別表第 1 に定める審査手数料を添えて、学長に提出しなければならない。

2 博士の学位を請求しようとする者は、論文審査願に試験を受けようとする外国語 2 か国語を記載し、学位論文並びにその要旨及び履歴書各 3 部を添えて、学長に提出しなければならない。

3 外国語試験については、前項の規定にかかわらず、研究科委員会の意見を聴き学長が認めた場合は、特定の研究科又は専攻において 1 か国語にすることができる。

(博士学位論文研究計画書の提出)

第 6 条の 2 博士学位論文研究計画書を提出し、研究科委員会の審査を経て学長の承認を得た者は、単位取得退学後に学位論文を提出することができる。ただし、学位論文提出までの期間は、学位論文研究計画書承認後 3 年以内とする。

(課程によらない者の学位論文の提出)

第 7 条 第 5 条第 2 項の規定により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に試験を受けようとする外国語 2 か国語を記載し、学位論文並びにその要旨及び履歴書各 3 部を添えて、学長に提出しなければならない。

2 本学大学院の博士後期課程を修了していない者に対する博士の学位授与は、本学大学院各研究科において博士後期課程を経た者に学位を授与した後においてのみこれを行うことができる。

(学位論文)

第 8 条 学位論文は 1 篇に限る。ただし、参考として他の研究業績を添えることができる。

2 前項によりいったん受理した学位論文は、返還しない。

(学位論文の受理)

第 9 条 学長は、第 6 条又は第 7 条の規定により提出された学位論文について、その審査すべき研究科委員会の議を経て、その意見を聴いて、受理するか否かを決定し、受理することに決定した学位論文について審査手続きを研究科委員長に付託するものとする。

2 前項の規定で、研究科に専攻委員会が設けられている場合には、研究科委員長は、これをそれぞれの専攻委員会に委任することができる。

(審査手数料)

第10条 前条の規定により学位論文を受理したときは、学位の申請者にその旨を通知し、別表第1に定める審査手数料を納付させる。ただし、納入した審査手数料は、理由のいかんを問わず返還しない。(審査委員会)

第11条 第9条の規定により学位論文の審査手続きを付託された研究科委員長は、研究科委員会の意見を聴いて当該論文に関連のある分野を担当する本大学院教員のなかから審査委員を選出し、学位論文の審査及び最終試験又は学識の確認を委託しなければならない。

2 前項の規定で研究科に専攻委員会が設けられている場合には、研究科委員長は、これをそれぞれの専攻委員会に委任することができる。

3 審査委員会は、主査を1人とし、副査は、当該論文に関連のある分野を担当する教員2人以上を加えるものとする。ただし、必要と認められた場合は、他の大学院又は研究所等の教員等を審査委員に加えることができる。

(審査期間)

第12条 修士の学位授与にかかわる論文の審査及び最終試験は、学位論文提出後3か月以内に、また博士の学位論文は受理した日から1か年以内に論文の審査最終試験及び学識の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由がある場合は、研究科委員会の議を経て延長することができる。

2 前項の規定により期間を延長する場合は、その旨直ちに学位の申請者に通知する。

(最終試験及び学識の確認)

第13条 博士の学位授与にかかわる最終試験は、学位論文を中心として、専攻分野について行う。

2 第5条第2項の規定による者の学識の確認は、口答又は筆答により行う。

3 前2項の試験のうち外国語に関しては、申請者があらかじめ選択した2か国語について行う。ただし、審査委員会が特に事由があると認めるときは、一部又は全部を免除することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、学位論文の審査、最終試験又は学識確認を終えたときは、速やかに審査の結果及び評価に関する意見を記載した審査報告書を、研究科委員会に提出しなければならない。

(学位論文の判定)

第15条 前条の報告に基づいて研究科委員会は、修士又は博士の学位論文の合格又は不合格を判定し、理由を付して学長に報告しなければならない。

2 前項の判定は、研究科委員総数の3分の2以上が出席し、出席委員の3分の2以上が賛成することを必要とする。ただし、病気その他の事由により出席不能が明白な者は、委員の数に算入しない。

(学位の授与)

第16条 学長は、前条第1項の報告に基づき、大学院委員会の議を経て、その意見を聴いて、合格者には学位を授与し、不合格者にはその旨を通知する。

(文部科学大臣への報告)

第17条 博士の学位を授与したときは、学長はその旨を文部科学大臣に報告する。

(論文要旨等の公表)

第18条 大学は、博士の学位を授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表(以下「インターネット公表」という。)する。

(論文の公表)

第19条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1か年以内にその論文を、インターネット公表しなければならない。ただ

し、博士の学位を授与される前にすでにインターネット公表されたものについては、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず博士の学位を授与された者は、やむをえない事由がある場合には、研究科委員会の意見を聴いた学長の承認を得て、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものをインターネット公表することができる。この場合、大学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 第1項の規定により公表する場合は、当該論文に「駒澤大学審査学位論文(博士)」と、また前項の規定により公表する場合は、当該論文の要旨に「駒澤大学審査学位論文(博士)の要旨」と明記しなければならない。

(学位名称の使用)

第20条 本学の授与する学士、修士、博士又は法務博士(専門職)の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、(駒澤大学)と明記するものとする。

(学位授与の取消し)

第21条 本学において修士、博士又は法務博士(専門職)の学位を授与された者が次の各号の一に該当するときは、学長は研究科委員会又は研究科教授会及び大学院委員会の議を経て、その学位を取消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 名誉を汚辱する行為があったとき。

2 研究科委員会又は研究科教授会において前項の判定を行う場合は、第15条第2項の規定を準用する。

(学位記の書類の様式)

第22条 学位記及び博士の学位申請書類は、様式第1号から様式第7号のとおりとする。

(学位記の再交付)

第23条 やむを得ない事由により学位記の再交付を申請する者があるときは、学長は学位記を再交付することができる。

2 前項の規定により、学位記の再交付を申請する者は、その理由を記載した申請書に別表第2に定める手数料を添えて、これを学長に提出しなければならない。

(改廃)

第24条 この規程の改廃は、全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。ただし、修士、博士及び法務博士(専門職)の学位に関する事項の改廃は、大学院委員会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附則

この規程は、昭和42年10月11日から施行する。

附則

この規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附則

この規程は、昭和50年3月25日から施行する。

附則

この規程は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、昭和54年以前に入学したものの博士論文の提出期限については、この規程によることができる。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 審査手数料

項目	手数料
修士	2,000円
博士(第6条第2項又は第6条の2)	50,000円
博士(第7条)	150,000円
本学専任教職員	100,000円

別表第2 再交付料

項目	再交付料
学位記(学士)	10,000円
学位記(修士)	20,000円
学位記(博士)	30,000円

様式第一号 (大学卒業の場合) 省略

様式第二号 (大学院の課程を修了する場合)

修○(博○甲)第 号	駒澤大学長 氏	年 月 日	を授与する	最終試験に合格したので 博士 () 学の学位	程において所定の単位を取得し学位論文の審査及び	本大学院 学研究科 学専攻の 修士 課	氏	本籍(都道府県名)	年 月 日生	名	学位 記

様式第二号の二 (法科大学院の課程を修了する場合) 省略

様式第三号 (論文提出による場合)

博○乙第 号	駒澤大学長 氏	年 月 日		合格したので博士 () 学の学位を授与する	本学にて学位論文を提出し所定の審査及び試験に	(論文題名)	氏	本籍(都道府県名)	年 月 日生	名	学位 記

様式第四号 (大学院の課程を修了する場合)

備考 論文、参考論文、論文要旨(四千字以内)、履歴書各二部と試問を受けようとする外国語を提出すること。	氏	駒澤大学長	年 月 日	博士 修士	論文審査願
	名 殿	名 氏	氏	博士 修士	の学位授与の審査をお願いいたします。

様式第五号 (論文提出による場合)

備考 論文、参考論文、論文要旨(四千字以内)、履歴書各二部と試問を受けようとする外国語二種を提出すること。	氏	駒澤大学長	年 月 日	学位申請書
	名 殿	氏	氏	の学位授与を申請いたします。

大学院学生の国外学会発表への助成に関する規程

平成19年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院の学生が、国外における学会で、研究発表を行うための経費の一部を助成することを目的とする。
(学会発表)

第2条 前条の学会とは、国際学会及び外国の全国規模の学会が国外で開催する学術研究集会（オンライン等で開催する学術研究集会を含む）をいう。

2 前条の学会における研究発表とは、当該大学院学生が前項に定める学術研究集会において行う、個人研究又は共同研究による発表・報告をいう。

3 研究発表の内容は、印刷物等で公表されなければならない。
(助成の範囲)

第3条 前条の学会への参加のための航空運賃、宿泊費及び資料作成費の一部を助成する。

(1) 航空運賃は、20万円を限度として、最も経済的な経路による航空運賃の支払額の70%を支給する。

(2) 宿泊費は、1泊8,000円とし、3泊までとする。

(3) 資料作成費は、5,000円とする。

(4) 学会参加費は、5,000円以内とする。

2 助成は、修士課程及び博士後期課程の各在学期間において1回とする。

3 共同研究発表に対する助成は、本大学院学生である共同研究発表者個人に対して行う。

4 オンライン等で参加する学術研究集会等については資料作成費5,000円のみを助成する。

5 本条に定める助成は、他の助成と重複してはならない。
(申請の手続)

第4条 助成を受けようとする者は、所定の申請書を、指導教授の承認印を得て、学会発表日の4週間前までに、当該研究科委員長に提出するものとする。

2 前項の申請には、研究発表を行う学会の開催地、開催日時及び研究発表を証明する書類又はその写しを添付しなければならない。

3 第1項の申請の受付期間は、2月末日までとする。
(助成の決定)

第5条 前条の申請があったときは、各研究科において内容を審査し採否を決定する。
(報告書の提出)

第6条 前条の採用の決定を受けた者は、学会発表後2週間以内に所定の報告書を作成し、出入国を証明するパスポートの写し及び航空券の領収書を添付し、指導教授の承認印を得たうえで当該研究科委員長に提出しなければならない。
(助成金の支給)

2 第3条第1項第1号又は同第2号の助成を受ける者は、出入国を証明するパスポートの写し等及び航空券の領収書を本条第1項の報告書に添付し、提出しなければならない。

第7条 助成金は、報告書の提出後、報告書に記載された金融機関の口座に振り込むものとする。
(事務の所管)

第8条 本助成に関する事務所管は、教務部とする。
(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条の学会の範囲は各研究科の内規で定められる。

3 第2条第3項における公表のしかたについては、各研究科の内規で運用できる。

4 共同研究における研究者の範囲については、各研究科の内規で運用できる。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

申請書 略

大学院学生の国内学会発表への助成に関する規程

平成19年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学生が、国内における学会で、研究発表を行うための経費の一部を助成することを目的とする。
(学会発表)

第2条 前条の学会とは、日本学術会議協力学術研究団体又はこれに準じる学会が開催する学術研究集会（オンライン等で開催する学術研究集会を含む）をいう。

2 前条の学会における研究発表とは、当該大学院学生が前項に定める学術研究集会において行う、個人研究又は共同研究による発表・報告をいう。

3 研究発表の内容は、印刷物等で公表されなければならない。
(助成の範囲)

第3条 本学を基点として、片道100キロメートルを超える場所で開催される学会における研究発表については、往復の交通費（学割）、宿泊費及び資料作成費の一部を助成する。

(1) 交通費の算定は、駒澤大学旅費規程に準じる。

(2) 宿泊費は、1泊8,000円以内とし、2泊までとする。

(3) 資料作成費は、5,000円とする。

(4) 学会参加費は、5,000円以内とする。

(5) 助成額の上限は、1回につき40,000円とする。

2 本学を基点として、片道100キロメートル以内で開催される学会における研究発表については、資料作成費5,000円のみを助成する。

3 オンライン等で参加する学術研究集会等については資料作成費5,000円のみを助成する。

4 助成は、修士課程及び博士後期課程の各在学期間において1回とする。

5 共同研究発表に対する助成は、本大学院学生である共同研究者個人に対して行う。

6 本条に定める助成は、他の助成と重複してはならない。
(申請の手続)

第4条 助成を受けようとする者は、所定の申請書を、指導教授の承認印を得て、学会発表日の4週間前までに、当該研究科委員長に提出するものとする。

2 前項の申請には、研究発表を行う学会の開催地、開催日時及び研究発表を証明する書類又はその写しを添付しなければならない。

3 第1項の申請の受付期間は、2月末日までとする。
(助成の決定)

第5条 前条の申請があったときは、各研究科において内容を審査し採否を決定する。
(報告書の提出)

第6条 前条の採用の決定を受けた者は、学会発表後2週間以内に所定の報告書を作成し、指導教授の承認印を得たうえで当該研究科委員長に提出しなければならない。
(助成金の支給)

第7条 助成金は、報告書の提出後、報告書に記載された金融機関の口座に振り込むものとする。
(事務の所管)

第8条 本助成に関する事務所管は、教務部とする。
(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会及び全学教授会の議を経て、学長がその意見を聴き、これを行う。

附則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 第2条第3項における公表のしかたについては、各研究科の内規で運用できる。

3 共同研究における研究者の範囲については、各研究科の内規で運用できる。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

申請書 略

駒澤大学ティーチング・アシスタントに関する規程

平成16年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学（以下「本学」という。）大学院に在学する学生をティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）として、教育の補助業務を行わせることにより、教育研究者としての能力開発に資するとともに、本学における教育の充実を図ることを目的とする。

(職務内容)

第2条 TAは、学部長若しくは学科主任等又は研究科委員長（研究科長を含む）若しくは専攻主任の指示に従って、各授業科目担当教員の教育責任の下で次の業務を行う。

- (1) 大学院及び学部の授業のうち、それぞれの機関が必要と認めた実験、実習、（調査実習を含む）、演習等の教育補助業務
- (2) 履修学生の学習に関する相談及び指導
- (3) 講義担当教員の講義用教材の調査、検索、作成及び印刷等
- (4) 講義の補助
- (5) その他教育上必要と認める教育的補助業務

2 TAは、授業科目担当教員の個人的業務及び研究の補助には従事しないものとする。

3 教育補助業務を行う場所は、駒沢・玉川・深沢・法科大学院校舎の各キャンパス内とする。ただし、学部教授会及び研究科委員会（研究科教授会）が必要と認めた授業科目については、キャンパス外での教育補助業務を行うことができる。

(資格)

第3条 TAは、次の資格を有する者でなければならない。

- (1) 学部の授業の教育補助業務は、本学大学院の修士課程（専門職学位課程を含む）又は博士後期課程に在学する学生
- (2) 大学院修士課程（専門職学位課程を含む）の授業の教育補助業務は、本学大学院の博士後期課程に在学する学生

(募集・選考)

第4条 TAの採用については、前年度末までに各研究科及び各専攻が学部・学科等と協議のうえ採用希望授業科目、採用者の選考を行い、年度始めに大学院研究科委員会（研究科教授会）の議を経て決定する。

2 学部、学科等及び大学院としてのTAの採用総コマ（時限）数は、次のとおりとする。

- (1) 学部は、学科を単位として週あたり14コマ以内（ただし、医療健康科学部は週あたり20コマ以内）
- (2) 大学院は、研究科又は専攻を単位として週あたり2コマ以内
- (3) 1コマあたりのTAの人数は1人を基本とし、1コマにTAを複数人配置する場合には、人数分のコマ数で計算する。

3 1コマを必要期間に応じて分割し、活用することができる。

(TAの提出書類)

第5条 TAに採用された者は、所定の書類を提出しなければならない。

(採用期間及び業務期間)

第6条 TAの採用期間は、当該年度内とする。ただし、5年を限度として再任することができる。

2 TAが業務を行う期間は、原則として通常授業期間内とする。

(勤務時間)

第7条 TAの勤務時間は、授業時間9時から21時10分までの間（1コマ90分）とし、TA1人につき担当できるコマ（時限）数は、週2コマ（時限）以内とする。ただし、TAの学修に支障を来さないことを条件とし、必要に応じて年間の活用回数の範囲内で週2コマ（時限）以上勤務させることができる。

2 TAが学外で授業補助を行う場合の勤務時間は、授業の時間割に合わせて、コマ（時限）数を計算し、年間の活用回数の範囲内とする。また、労働時間が6時間を超える場合は、労働基準法第34条に従って、休憩時間を与えるとともに、休憩時間を労働時間に含めてはならない。

(勤務管理)

第8条 TAの勤務管理は、学部・学科等又は研究科、専攻が行う。

2 TAの勤務報告は、授業科目担当教員が行い、所定の用紙により1か月単位で、学部・学科等又は研究科、専攻ごとにとりまとめ、勤務した翌月初めに教務部長を経て人事部長に提出するものとする。

3 TAを活用した授業科目担当教員は、年度末に研究科委員会（研究科教授会）に対して、年間の活用実績状況を報告しなければならない。

(給与)

第9条 TAの給与は、1か月を単位として支給し、金額は別表1に定めるものとする。

2 学外で行われる教育補助業務についての旅費等の支給条件は、次のとおりとする。

- (1) 別表2の指定された授業科目にTAを活用する場合は、旅費交通費、宿泊費（実費）を支給する。ただし、日当は支給しない。
- (2) 指定された授業科目以外の科目のTA活用については、旅費交通費、宿泊費、日当は、支給しないものとする。

(採用計画書等の提出)

第10条 研究科委員長（研究科長）は、所定の期日までに次年度のTA採用計画書及び過年度のTA活用実績報告書を学長に提出するものとする。

(機密の保持)

第11条 TAは、業務上知ることのできた機密事項、個人情報を漏らし、又は文書、帳票等を他に閲覧させてはならない。

(解雇)

第12条 TAとしてふさわしくない言動があった者は、研究科委員会（研究科教授会）の議を経て解雇することができる。

(補助教材・資料等の費用)

第13条 TAが必要とする補助教材、資料等の経費は、授業科目担当教員が負担するものとする。

(適用の細目)

第14条 この規程に定めるもののほか、TA制度に関して必要な細目は、研究科委員会（研究科教授会）において別に定めるものとする。

(その他)

第15条 TA外の学部生等が行う教育補助業務については、別に定める取り扱い基準による。

(事務所管)

第16条 TAに関する事務は、教務部及び人事部の共管とする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 TAの給与

1. 1時限から5時限まで

1時限につき（授業前後の準備・片付け等含む）	3,000円
------------------------	--------

2. 6時限・7時限

1時限につき（授業前後の準備・片付け等含む）	3,700円
------------------------	--------

別表2 指定された授業科目

対象の学部等	科目名
全学部	演習
文学部地理学科	地域文化調査法、地域環境調査法、地域調査入門
文学部歴史学科	博物館実習、考古学発掘実習、史料調査実習、発掘実践実習、記録史料学Ⅰ～Ⅳ

大学院学生の留学に関する規程

昭和63年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則第45条の2第3項に基づき、駒澤大学大学院（以下「本大学院」という。）学生の留学に関

し、必要な事項を定める。

(留学の定義)

第2条 この規程で「留学」とは、学生が本大学院の許可を得て、学生交流協定を結んでいる外国の大学の大学院若しくはこれに相当する教育研究機関(以下「協定校」という。)又は協定校以外の外国の大学の大学院若しくはこれに相当する教育研究機関(以下「認定校」という。)において、授業科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

2 協定校とは、「駒澤大学国際学術交流規程」別表1に掲載された学生交流協定を締結した大学をいう。

3 学生が休学して外国で学習し、又は研究する場合は、この規程を適用しない。

(留学期間)

第3条 留学期間は、次の各号のいずれかとする。

(1) 本大学院に在学する者の留学は、1か年の長期留学、又は6か月の短期留学のいずれかとする。

(2) 本大学院に在学する者の長期留学期間は、特別の理由がある場合は、申請により更に1か年以内に限り延長を許可することができる。

(3) 本大学院に在学する者の短期留学期間は、特別の理由がある場合は、申請により更に6か月未満に限り延長を許可することができる。

2 前項による留学期間は、在学年数に算入する。

(留学の始期及び終期)

第4条 留学の始期は4月1日又は9月16日とし、留学の終期は3月31日又は9月15日とする。

2 前項に規定する日の前後に出国又は帰国した場合は、いずれかの日付とする。

(留学資格)

第5条 留学の資格を有する者は、留学の始期の年度の学費を納入している者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士課程の学生については、本大学院に1年以上在学し、10単位以上の単位を修得している者

(2) 博士後期課程の学生については、本大学院博士後期課程に1年以上在学している者

(留学手続)

第6条 留学を希望する者は、所定の「留学許可申請書」に次の書類を添えて事前に願出しなければならない。

(1) 留学計画書

(2) 留学前後における本大学院での履修計画書

(3) 成績(単位修得)証明書又は研究指導証明書

(4) その他本大学院が指示する書類

2 認定校への留学を希望する者は、前項に掲げるもののほか、当該認定校の授業科目又は研究指導の内容等を詳述した履修要覧を提出しなければならない。

3 留学許可申請の時期は、別に定める。

4 留学期間の延長を希望する者は、留学期間終了の3か月前までに留学期間延長願を学長に提出しなければならない。

(留学の許可)

第7条 留学の許可は、研究科(専攻)委員会の議を経て、学長がこれを行う。

(留学報告)

第8条 留学期間が終了したときは、1か月以内に所定の「留学報告書」に旅券の写しを添えて学長に提出しなければならない。

2 前項の留学報告書が提出されないときは、留学した年度は休学したものとみなし、在学年数に算入しない。

(修得単位の認定)

第9条 修士課程の学生が協定校又は認定校で履修した授業科目の修得単位は、学則第11条に基づき、研究科(専攻)委員会の認定により、留学期間が終了した年度の授業科目の修得単位として修了に

必要な単位に算入することができる。

2 前項により修得単位の認定を受けようとする者は、「修得単位認定申請書」に協定校又は認定校が発行した次の書類を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

(1) 当該授業科目の成績(単位修得)証明書

(2) 当該授業科目の授業内容・履修期間及び履修時間数を証明する書類

(3) その他本大学院が指示する書類

(研究指導の認定)

第10条 博士後期課程の学生が協定校又は認定校で受けた研究指導は、学則第11条に基づき、研究科(専攻)委員会の認定により、留学期間の終了した年度の研究指導として学則第17条に規定する研究指導の一部として認めることができる。

2 前項により研究指導の認定を受けようとする者は、「研究指導認定申請書」に協定校又は認定校が発行した研究指導証明書を添えて所定の期日までに願出しなければならない。

(留学取消及び留学辞退)

第11条 留学を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、研究科(専攻)委員会の議を経て、その留学許可を取り消すことができる。

(1) 協定校又は認定校において授業科目履修の承認を得られなかったとき。

(2) 留学の成果をあげる見込みがなくなったとき。

(3) 本大学院学生としての本分に反したとき。

2 病気その他やむをえない事由により留学の継続が不可能になった場合は、所定の「留学辞退届」にその旨を証明する書類を添えて速やかに学長に届け出なければならない。

3 留学の許可を取り消された場合、あるいは留学を辞退した場合の取扱いは、研究科(専攻)委員会の定めるところによる。

(学費の減免)

第12条 留学を許可された者については、留学期間の属する年度の学費を減免することができる。

(協定校留学者に対する特例)

第13条 協定校への留学を許可された者については、学生交流協定に基づき、特別の取扱いをすることができる。

(留学者の履修登録の特例)

第14条 9月16日からの留学を許可された者は、留学年度の始めに履修登録した授業科目又は研究指導については、留学期間終了後も当該授業科目又は当該研究指導を継続して履修することができる。

2 前項により授業科目又は研究指導の継続履修を希望する者は、事前にその旨を願出、留学期間終了後速やかに当該授業科目又は当該研究指導の継続履修手続きをしなければならない。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

駒澤大学大学院再入学に関する規程

昭和57年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則(以下「学則」という。)

第51条第2項に基づき、修士課程の再入学に関する必要な事項を定める。

2 博士後期課程に在籍していた者の再入学については、別に定める。

(出願資格)

第2条 再入学の出願資格を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、入学後1年未満で退学又は除籍された者は除く。

(1) 学則第49条第1項により退学した者で、退学後3年以内の者

(2) 学則第52条第2号又は第3号により除籍された者で、除籍後3年以内の者

(出願手続)

第3条 出願時期及び出願手続は、入学試験に準ずる。

(再入学試験)

第4条 再入学試験は、筆記及び面接により行う。

(再入学許可)

第5条 前条の再入学試験に合格し、所定の手続を終えた者に再入学を許可する。

(再入学の年次及び既修得単位の認定)

第6条 再入学の年次及び既修得単位(研究指導を含む。)の認定に関しては、当該研究科(専攻)委員会が決定する。

(在学年数)

第7条 再入学者の在学年数は、従前在学した年数と通算し、4年を超えることはできない。

(学費)

第8条 学費は、本学の定める期間内に納入しなければならない。

2 学費は、再入学する年次の在学学生学費を適用し、別表第1の再入学科を別途徴収する。

3 学費取扱については、駒澤大学学費取扱規程に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年8月1日から施行する。

2 平成31年度以前に人文科学研究科仏教学専攻に入学した者は、仏教学研究科仏教学専攻の再入学試験への出願を認める。

別表第1 再入学科

再入学科	50,000 円
------	----------

駒澤大学大学院博士後期課程再入学に関する規程

平成21年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則(以下「学則」という。)第51条第2項及び駒澤大学大学院博士後期課程学生に関する規程第11条第2項に基づき、博士後期課程の再入学に関する必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 再入学の資格を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、入学後1年未満で退学又は除籍された者は除く。

- (1) 学則第49条第1項により退学した者で、退学後3年以内の者
- (2) 学則第52条第2号又は第3号により除籍された者で、除籍後3年以内の者
- (3) 単位取得退学後5年以内の者

(出願手続)

第3条 再入学試験の出願時期及び出願手続は、入学試験に準ずる。

(再入学試験)

第4条 再入学試験は、面接により行う。

(再入学許可)

第5条 前条の再入学試験に合格し、所定の手続を終えた者に再入学を許可する。

(再入学の年次及び既修得単位の認定)

第6条 再入学の年次及び既修得単位(研究指導を含む。)の認定に関しては、当該研究科委員会が決定する。

(在学年数)

第7条 再入学者の在学年数は、従前在学した年数と通算し、6年を超えることはできない。

(指導教員)

第8条 再入学者の指導教員は、当該研究科委員会の議を経て決定する。

(学費)

第9条 学費は、本学の定める期間内に納入しなければならない。

2 学費は、再入学する年次の在学学生学費を適用し、別表の再入学科を別途徴収する。

3 単位取得退学をした者の学費は、再入学する年次の在学学生学費の授業料の半額及び施設設備資金の半額を一括して納入するものとし、別表の再入学科を別途徴収する。

4 学費取扱については、駒澤大学学費取扱規程に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年8月1日より施行する。

2 平成31年度以前に人文科学研究科仏教学専攻に入学した者は、仏教学研究科仏教学専攻の再入学試験への出願を認める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 再入学科

再入学科	50,000 円
------	----------

駒澤大学大学院博士後期課程学生に関する規程

平成18年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院(以下「本大学院」という。)博士後期課程に在学している者の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(修得単位)

第2条 本大学院の博士後期課程修了に必要な単位は、12単位以上とする。ただし、駒澤大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第17条第2項に該当する者の必要な単位は、4単位以上とする。

(研究計画書)

第3条 本大学院の博士後期課程に入学した者は、入学年度の5月末日までに所定の用紙に研究テーマと研究計画を記載した「研究計画書」を指導教員の承認を得て、研究科委員会に提出する。

2 本大学院に在学する者は、「研究計画書」を前項に規定した手続き方法により、所定期間内に毎年度提出する。ただし、本規程第5条第1項の定める学位論文研究計画書を提出し未承認になった者、在学延長した者及び再入学した者は、当該年度の研究計画書を省略することができる。

(研究報告書)

第4条 本大学院の博士後期課程に在学する者は、当該年度の研究状況について毎年1月末日までに所定の用紙に「研究報告書」及び「業績一覧」をまとめ、指導教員の承認を得て研究科委員会に提出する。

2 本規程第5条に定める博士学位論文研究計画書(以下「学位論文研究計画書」という。)を提出した者は、「学位論文研究計画書」をもって「研究報告書」に代えることができる。

(博士学位論文研究計画書)

第5条 本大学院の博士後期課程3年以上に在学している者が、指導教員の指導のもとに「学位論文研究計画書」及び「業績一覧」を作成のうえ、所定の期間内に研究科委員会に提出し、承認を得た場合、単位取得退学後博士後期課程に再入学することなく、課程による博士学位論文(以下「学位論文」という。)の提出資格を有する。

2 学位論文研究計画書の審査は、原則として2月に行う。

(課程による学位論文提出)

第6条 課程による学位論文を提出できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 本大学院の博士後期課程に在学している者

(2) 本大学院で学位論文研究計画書の承認を得ている者で、大学院学則第6条に定める6年の期間から既に在学している年数を差し引いた期間以内に学位論文を提出することができる者
(課程修了)

第7条 本大学院の博士後期課程の修了は、大学院学則第17条に定める修了要件に該当するものとする。
(単位取得退学)

第8条 本大学院の博士後期課程に3年以上在学し、12単位以上修得した者が学位論文を提出しないで退学することを単位取得退学という。
(退学)

第9条 本大学院の博士後期課程に在学している者が単位取得退学によらないで退学することを通常の退学(以下「退学」という。)という。
(在学延長の手続)

第10条 本大学院の博士後期課程に3年以上在学している者が引き続き在学延長を希望するときは、在学延長願に研究計画書を添え所定の期間内に研究科委員会へ提出しなければならない。

2 在学延長の願いがあったときは、研究科委員会の議を経て可否を決定する。
(再入学)

第11条 本大学院の博士後期課程を退学した者、除籍された者又は単位取得退学した者で、再び入学を志望する者があるとき、選考のうち再入学を許可することができる。

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第12条 削除

第13条 削除

第14条 削除

第15条 削除

(在学延長する者の指導教員)

第16条 本大学院の博士後期課程を在学延長する者の指導教員は、研究科委員会の議を経て決定する。
(学費)

第17条 学費は、本大学院学則別表第3のとおりとし、その取扱いは駒澤大学学費取扱規程に定める。

2 前項の規定にかかわらず、本大学院の博士後期課程を在学延長する者の学費は、入学年度の授業料の半額及び施設設備資金の半額を一括して納入するものとする。

附則

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。ただし、平成17年度以前に入学した者、平成17年度以前に満期退学及び退学(除籍を含む)した者が再入学したときは、別に定める「駒澤大学大学院博士後期課程平成17年度以前入学者の取扱いに関する経過措置(内規)」による。

2 この規程の施行に伴い、駒澤大学大学院満期退学者の再入学に関する規程(昭和57年4月1日制定)は、廃止する。

附則

この規程は、令和4年4月1日より施行する。

駒澤大学大学院研究生規程

昭和61年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則第55条の4第2項に基づき、研究生について、必要な事項を定める。

(研究生)

第2条 研究生とは、博士学位論文作成等のため、本学の研究施設を利用し自主的に研究を継続する者をいう。

(出願資格)

第3条 研究生として出願できる者は、本大学院博士後期課程当該年

度単位取得退学予定者又は単位取得退学者とする。

(出願手続)

第4条 研究生を志願する者は、次の書類を整え、所定の期日までに当該研究科委員長に願い出なければならない。

(1) 研究生願書(本学所定用紙)

(2) 研究計画書(本学所定用紙)

(3) 経歴調査書(本学所定用紙)

(4) 本人の写真(3か月以内に撮影したもの タテ4cm×ヨコ3cm) 2枚

2 第7条第2項に基づく出願をするときは、前項第3号の書類を省略することができる。

(選考)

第5条 研究生の選考については、当該研究科委員会がこれに当たる。

(在籍登録)

第6条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに別表に定める在籍料を納めて在籍登録を行い、研究生証の交付を受けなければならない。

2 前項の在籍登録を完了しない場合は、合格を取り消す。

3 特別の事情があると認められたときは、第1項に定める在籍料の一部又は全部を免除することができる。

4 いったん納入した在籍料は、理由のいかんを問わず一切返還しない。

(在籍期間及び在籍延長)

第7条 研究生の在籍期間は、1年とする。

2 在籍期間の延長を希望するときは、当該研究科委員長に願い出て、さらに1年延長することができる。

3 通算在籍期間は、2年を超えることはできない。

(証明書の交付)

第8条 本人の願い出により研究生在籍証明書を交付することができる。

附則

1 この規程は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この規程に定めのない事項については、大学院委員会の議を経てこれを決するものとする。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表 在籍料

在籍料	博士課程当該年度1年次生授業料の5分の1相当額(千円未満切捨)
-----	---------------------------------

駒澤大学大学院科目等特別履修生に関する規程

平成7年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則第55条の3第2項に基づき、駒澤大学大学院(以下「本大学院」という。)科目等特別履修生に関し、必要な事項を定める。
(科目等特別履修の定義)

第2条 この規程で「科目等特別履修」とは、学生交流協定を結んでいる国内外の他の大学の大学院(以下「協定校」という。)に現に在学している者が、当該協定校の推薦を受けて、本大学院の授業科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。

2 前項により科目等特別履修を許可された者を科目等特別履修生という。

3 科目等特別履修生が特別履修できる授業科目及び研究指導は、本大学院の指定する授業科目及び研究指導に限る。

4 第1項の国内の協定校については、別表1に定める。

5 第1項の国外の協定校については、駒澤大学国際学術交流規程に

定める。

(特別履修期間)

第3条 特別履修期間は、原則として1年とする。

(特別履修の始期)

第4条 特別履修開始の時期は、学期の始めとする。

(出願手続)

第5条 特別履修を希望する者は、当該協定に基づく申請書に次の書類を添えて願出しなければならない。

- (1) 科目等特別履修申請書
- (2) 本人の写真(3か月以内に撮影したもの タテ4cm×ヨコ3cm) 2枚
- (3) 本大学院における授業科目履修計画書
- (4) その他学生交流協定に基づく書類

2 特別履修申請の時期は、別に定める。

(特別履修の許可)

第6条 前条の規定により特別履修の申請がなされた場合、学長は、当該研究科(専攻)の長及び当該授業科目又は研究指導の担当者と協議のうえ、当該研究科(専攻)委員会の議を経て、学生交流協定に基づきこれを許可する。

(特別履修手続)

第7条 特別履修を許可された者は、履修料その他協定に基づく諸費用を納入し、特別履修生証の交付を受けなければならない。

2 所定の期日までに前項の手続を完了しないときは、特別履修の許可を取り消す。

(証明書の交付)

第8条 科目等特別履修生が希望するときは、当該授業科目又は研究指導の科目等特別履修証明書を交付することができる。

2 当該授業科目の試験に合格した場合は、成績(単位取得)証明書を交付する。

3 研究指導を受けた場合には、研究指導証明書を交付する。

(特別履修の取消し)

第9条 科目等特別履修生が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、当該研究科(専攻)の長及び当該授業科目及び研究指導の担当者と協議のうえ、当該研究科(専攻)委員会の議を経て、特別履修の許可を取り消すことができる。

- (1) 本大学院の学則又は諸規程に反したとき。
- (2) 病気その他の理由により特別履修の継続が不可能になったとき。

(科目等特別履修生に対する特例)

第10条 科目等特別履修生については、学生交流協定に基づき特別の取扱いをすることができる。

附 則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、大学院特別聴講生に関する規程(昭和63年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 協定校

- (1) 大正大学
- (2) 立正大学
- (3) 東洋大学
- (4) 武蔵野大学
- (5) 社会学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (6) 地理学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (7) 英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (8) 考古学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (9) 国文学・国語学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (10) 歴史学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学

(11) 宗教学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学

大学院聴講生規程

昭和55年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則第55条第3項に基づき聴講生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 聴講生として出願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(聴講科目)

第3条 聴講を希望することができる授業科目は、原則として講義科目とし、当該授業科目に正規の学生の履修者がいる授業科目に限る。

2 聴講できる授業科目数は、年間3科目以内とする。

(聴講期間)

第4条 聴講の期間は、1年とする。

2 聴講期間の延長を希望する者があるときは、第6条に定める手続を経て、聴講を認めることができる。

(聴講の始期)

第5条 聴講開始の時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第6条 聴講を志願する者は、所定の期日までに次の書類に選考料を添えて願出しなければならない。

- (1) 聴講願書
- (2) 履歴書
- (3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業又は修了(単位取得退学等)証明書
- (4) 本人の写真(3か月以内に撮影したもの タテ4cm×ヨコ3cm) 2枚

2 第4条第2項に基づく出願をするときは、前項第3号の書類を省略することができる。

(許可)

第7条 聴講生の選考については、正規の学生の修学の妨げにならない範囲で当該授業科目担当教員が当たり、当該研究科(専攻)の長の承認を経て、学長がこれを許可する。

(聴講手続)

第8条 聴講を許可された者は、所定の期日までに別表に定める登録料及び聴講料を納め、聴講生証の交付を受けなければならない。

2 前項の聴講手続を完了しないときは、聴講の許可を取り消す。

3 いったん納入した選考料・登録料及び聴講料は、一切返還しない。

(証明書の交付)

第9条 聴講した授業科目の単位は認定しない。ただし、本人の願出により聴講証明書を交付することができる。

(施設利用)

第10条 聴講生は、本学図書館を利用することができる。

(聴講の取消し)

第11条 聴講を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、当該研究科(専攻)の長及び当該授業科目担当者と協議のうえ、聴講の許可を取り消すことができる。

- (1) 本大学院の学則又は諸規程に反したとき。
- (2) 病気その他の事由により聴講の継続が不可能となったとき。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規程に定めのない事項については、駒澤大学大学院学則を準用する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

別表 選考料・登録料及び聴講料

選考料	10,000円
登録料	10,000円
聴講料	1科目につき 30,000円 (半期修了科目は 15,000円)

第4条第2項に基づく出願をするときは、選考料は徴収しない。

駒澤大学大学院科目等履修生に関する規程

平成7年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則第55条の2第3項に基づき、科目等履修生に関し、必要な事項を定める。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として出願することができる者は、大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。

(履修制限)

第3条 履修することができる授業科目数は、年間3科目以内とする。

(履修期間)

第4条 履修の期間は、1年間とする。

2 履修期間の延長を希望する者があるときは、第6条に定める手続を経て、履修を認めることができる。

(履修の始期)

第5条 履修開始の時期は、学年の始めとする。

(出願手続)

第6条 履修を志願する者は、所定の期日までに次の書類に選考料を添えて願出しなければならない。

(1) 科目等履修願書

(2) 履歴書

(3) 最終出身学校の成績証明書及び卒業又は修了(単位取得退学等)証明書

(4) 本人の写真(3か月以内に撮影したものタテ4cm×ヨコ3cm) 2枚

2 第4条第2項に基づく出願をするときは、前項第3号の書類を省略することができる。

(許可)

第7条 科目等履修生の選考については、正規の学生の修学の妨げにならない範囲で当該授業科目担当教員が当たり、当該研究科(専攻)委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(履修手続)

第8条 履修を許可された者は、所定の期日までに別表に定める登録料及び履修料を納め、科目等履修生証の交付を受けなければならない。

2 前項の履修手続を完了しないときは、履修の許可を取り消す。

3 いったん納入した選考料、登録料及び履修料は、一切返還しない。

(証明書の交付)

第9条 科目等履修生が履修した科目について証明書の交付を願出した場合は、科目等履修証明書を交付することができる。

2 科目等履修生が、当該授業科目の試験に合格した場合は、単位を認定し、願出により成績(単位修得)証明書を交付する。

(施設利用)

第10条 科目等履修生は、本学図書館を利用することができる。

(履修の取消し)

第11条 科目等履修を許可された者が次の各号のいずれかに該当する場合、学長は、当該研究科(専攻)の長及び当該授業科目担当者と協議のうえ、履修の許可を取り消すことができる。

- (1) 本大学院の学則又は諸規程に反したとき。
- (2) 病気その他の事由により履修の継続が不可能となったとき。

附則

- 1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この規程に定めのない事項については、駒澤大学大学院学則を準用する。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別表 選考料・登録料及び履修料

選考料	20,000円
登録料	40,000円
履修料	1単位につき 10,000円
	医療健康科学研究科科目は 1単位につき 20,000円

第4条第2項に基づく出願をするときは、選考料は徴収しない。

大学院外国人留学生に関する規程

昭和63年4月1日制定

(目的)

第1条 この規程は、駒澤大学大学院学則(以下「学則」という。)第56条第2項に基づき、外国からの留学生の受入れに関し、必要な事項を定める。

(外国人留学生の定義)

第2条 この規程で、駒澤大学大学院(以下「本大学院」という。)における「外国人留学生」とは、本大学院入学試験に合格して本大学院に入学した者で、出入国管理及び難民認定法に定める留学の在留資格を有する者をいう。

(外国人留学生の種類)

第3条 外国人留学生の種類は、次のとおりとする。

(1) 国費及び外国政府派遣留学生(以下「国費留学生」という。)

(2) 学生交流協定に基づく外国人交換留学生(以下「交換留学生」という。)

(3) 私費外国人留学生(以下「私費留学生」という。)

2 前項第1号及び第2号による者は、入学定員に含まれない。

3 第1項第2号の交換留学生とは、「駒澤大学国際学術交流規程」別表1に定めるいずれかの大学から学生交流協定に基づく推薦のあった者をいう。ただし、単位修得のみを目的とする者を除く。

(入学の時期)

第4条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、交換留学生は9月16日とすることができる。

2 仏教学研究科仏教学専攻の国費留学生の入学の時期については、学年を学期と読み替えることができる。

(出願資格)

第5条 外国人留学生入学試験に志願できる者は、学則第41条及び第42条に規定する入学資格を取得した外国籍の者に限る。

2 前項の入学志願者は、入学後の修学に支障のない程度の日本語の素養を有していなければならない。

(出願手続)

第6条 外国人留学生入学試験に志願する者は、「入学願書」に次の各号のいずれかに定める書類及び検定料を添えて願出しなければならない。

(1) 国費留学生

ア 文部科学省の受入れ依頼書

イ 日本(外国)政府奨学金留学生申請書

ウ 最終出身学校の卒業(見込み)又は修了(見込み)証明書及び成績証明書

エ その他本大学院が必要と認める書類

(2) 交換留学生

- ア 学生交流協定に基づく推薦書
 - イ 履修計画書
 - ウ 履歴書
 - エ 本人の写真（最近3か月以内に撮影したもの タテ4cm×ヨコ3cm） 3枚
 - オ その他本大学院が必要と認める書類
- (3) 私費留学生
- ア 最終出身学校の卒業（見込み）又は修了（見込み）証明書及び成績証明書
 - イ 学歴書
 - ウ 健康診断書
 - エ 本人の写真（最近3か月以内に撮影したもの タテ4cm×ヨコ3cm） 国内居住出願者2枚、国外居住出願者3枚
 - オ 住民票（在留資格等記載のもの）国内居住出願者のみ
 - カ その他本大学院が必要と認める書類
- 2 国費留学生については前項第1号アの書類、交換留学生については前項第2号アの書類をもって入学願書に代えることができる。
- 3 国費留学生及び交換留学生については、入学検定料を免除することができる。（入学試験及び入学許可）
- 第7条** 外国人留学生入学試験は、各研究科・専攻の定めによって行う。ただし、国費留学生及び交換留学生の入学試験は、書類選考のみとする。
- 2 前項の試験に合格し、所定の入学手続を終えた者に入学を許可する。
- 3 次の各号のいずれかに該当するときは、入学の許可を取り消す。
- (1) 前条により提出した書類に虚偽があったとき。
 - (2) 出入国管理及び難民認定法に定める留学の在留資格を取得できなかったとき。
- 4 出入国管理及び難民認定法に定める大学院での学修を可能とする在留資格を取得した者には外国籍の学生として入学を許可する。（入学手続）
- 第8条** 外国人留学生として入学を許可された者は、次の各号に定める書類を提出しなければならない。
- (1) 在学誓書及び保証書
 - (2) 最終出身学校の卒業又は修了証明書及び成績証明書（出願時に卒業見込み又は修了見込み証明書を提出した者に限る。）
 - (3) 住民票（在留資格等記載のもの）
 - (4) その他本大学院が必要と認める書類
- （学費の減免）
- 第9条** 外国人留学生については、学費を減免することがある。
- 2 私費留学生の学費の減免については、私費外国人留学生の授業料減免に関する規程に定める。
- 附 則**
- この規程は、令和2年4月1日から施行する。

他大学大学院及び 大学共同利用機関履修に関する規程

昭和63年4月1日制定

（目的）

- 第1条** この規程は、駒澤大学大学院学則（以下「学則」という。）第11条第4項に基づき、駒澤大学大学院（以下「本大学院」という。）学生の他の大学の大学院及び大学共同利用機関履修に関し必要な事項を定める。
- （他大学院及び大学共同利用機関履修の定義）
- 第2条** この規程で「他大学院及び大学共同利用機関履修」とは、学生が本大学院の許可を得て、学生交流協定を締結している国内の他の大学の大学院（以下「協定校」という。）及び大学共同利用機関において、授業科目を履修し、又は研究指導を受けることをいう。
- 2 前項の協定校及び大学共同利用機関については、別表に定める。

（他大学院及び大学共同利用機関履修期間）

第3条 他大学院及び大学共同利用機関履修期間は、原則として1年とする。

第4条 削除
（出願手続）

第5条 他大学院履修を希望する者は、所定の申請書に次の書類を添えて願出しなければならない。ただし、大学共同利用機関については、その機関の必要書類とする。

- (1) 本大学院での履修計画書
- (2) 成績（単位修得）証明書又は研究指導証明書
- (3) 科目等特別履修申請書（協定校へ提出用）
- (4) その他協定に基づく書類

2 他大学院及び大学共同利用機関履修許可申請の時期は、学年の始めとする。（審査及び推薦）

第6条 他大学院及び大学共同利用機関履修希望者の審査は、研究科（専攻）委員会が行い、学長がこれを推薦する。（修得単位の認定）

第7条 修士課程の学生が協定校及び大学共同利用機関で履修した授業科目の修得単位は、学則第11条第2項に基づき、研究科（専攻）委員会の認定により、他大学院及び大学共同利用機関履修年度の授業科目の修得単位として、修了に必要な単位に算入することができる。

2 前項により修得単位の認定を受けようとする者は「修得単位認定申請書」に、協定校又は大学共同利用機関が発行した当該授業科目の成績（単位修得）証明書を添えて所定の期日までに願出しなければならない。（研究指導の認定）

第8条 博士後期課程の学生が協定校及び大学共同利用機関で受けた研究指導は、学則第12条に基づき、研究科（専攻）委員会の認定により、他大学院及び大学共同利用機関履修年度の研究指導として、学則第17条に規定する研究指導の一部として認めることができる。

2 前項により研究指導の認定を受けようとする者は、「研究指導認定申請書」に協定校又は大学共同利用機関が発行した当該授業科目の研究指導証明書を添えて、所定の期日までに願出しなければならない。（履修料）

第9条 他大学院及び大学共同利用機関履修を許可された者は、履修料その他協定に基づく諸費用を協定校及び大学共同利用機関に納入しなければならない。（他大学院及び大学共同利用機関履修者に関する特例）

第10条 他大学院及び大学共同利用機関履修を許可された者については、この規程に定めるもののほか、学生交流協定及び大学共同利用機関の定めるところにより特別の取扱いをする場合がある。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

別表1 協定校及び大学共同利用機関

- (1) 大正大学
- (2) 立正大学
- (3) 東洋大学
- (4) 武蔵野大学
- (5) 社会学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (6) 地理学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (7) 国文学研究資料館
- (8) 英米文学・英語学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (9) 考古学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (10) 国文学・国語学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学

第一章

- (11) 歴史学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学
- (12) 宗教学分野の単位互換制度に関する協定を締結した大学

第二章

第三章

仏教

国文

英文文

地理

歴史

社会

心理

経済

商

公法

私法

経営

診療放射線科
2022年度以前卒業

診療放射線科
2023年度以降卒業

GM2020
2021年度以前入学

GM2022
2022年度以降入学

第四章

Ⅳ 他大学大学院及び大学共同利用機関履修に関する各協定書等

仏教系五大学の教育及び研究の交流に関する申し合わせ事項（要約）

本協定は、仏教系五大学（駒澤・大正・立正・東洋・武蔵野）の大学院、主として仏教学専攻の分野における教育及び研究を促進するために、相互に協力することを目的とした制度である。

学生の交流については、大学院（本学仏教学専攻）に在学中の者とし、他の大学において授業科目を履修し、試験に合格した場合、その科目の単位は互換とし、本人の在学している大学で認定するものとする。またその者の受講している大学における身分は、当該大学の定める規程に基づく履修生とする。

履修できる科目は、博士前期課程（修士課程）仏教学専攻の分野で開設している科目のうち、年間2科目とし、原則として専任教員が担当している科目とする。

履修した科目のうち、認定する単位数は、博士前期課程（修士課程）にあっては、その課程を修了するために必要な単位のうち、10単位を限度とする。

履修を希望するものは、申請書類に、当該学生が在学している大学の長の推薦書を添えて願い出るものとする。履修生は、この申し合わせ事項による外、受け入れる大学の定めるところに従う。

首都圏大学における大学院委託科目等履修生制度（宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する専攻）に関する細則

第1条 本協定書は「首都圏大学における大学院委託科目等履修生制度（宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する専攻）に関する協定書」に基づき、宗教学の発展に寄与し、人類の平和、福祉に資する宗教研究者を育成することを目的とする。

第2条 本協定書に合意した大学の大学院宗教学専攻および宗教学専門科目を開講する専攻に在籍する大学院生は、単位の一部を、本協定書に合意した他の大学の大学院（以下「他の大学院」という。）において修得することができる。

2 他の大学院において修得できる単位の上限は各大学院の規定に従う。

第3条 第1条により委託科目等履修生（以下「委託履修生」という。）が他の大学院の科目を履修しようとするときには、所定の用紙により所属大学院の指導教員の承認と、履修を希望する他の大学院の研究科長の許可を得なければならない。

2 申請期間は原則として4月中旬とする。

第4条 委託履修生は、履修を希望する他の大学院より履修の許可が得られた場合、すみやかに当該大学院に履修料を納入しなければならない。

2 履修料は各大学院で別途定める。

3 納入した履修料は、いかなる理由があっても返還しない。

第5条 履修が許可され受け入れた履修生の大学院での身分は、各大学の定める規程に準拠するものとし、当該受け入れ大学は図書館等その他研究に必要な施設の利用にできるかぎりの便宜を図るものとする。

第6条 本協定書に合意した大学は、学年末または学期末に委託履修生の所属する大学に「成績通知書」を送付するものとする。

附 則

この細則は平成21年4月1日より施行する。

大学院国文学・国語学分野の単位互換制度に関する協定書

今日の学問研究の高度化と専門化の進展の中、大学院にふさわしい高度な研究教育を実現するために、複数の大学院間の積極的な学術交流と提携がますます重要となってきた。国文学・国語学の分野においても、複数の大学院間の単位互換制度を導入することによって、大学院生の学習機会の拡充と学習環境の活性化を図ることは、大学院教育にとって必要不可欠である。

本協定に参加する各大学院研究科あるいは専攻課程は、平等互恵の精神にもとづき、国文学・国語学ならびにその関連分野の授業科目に関して、単位互換制度を設けることについて、以下のとおり合意したので本協定書を取りかわす。

（履修の申し込み）

第1条 本協定に参加する大学院に在籍する学生が、研究上の必要により、他大学院の授業科目を履修しようとするときには、所属大学院の指導教授の承認を得たうえで、所属大学院を通じ、希望先の大学院にその旨申し込むものとする。

（履修学生の受け入れ）

第2条 所定の手続により他大学院の履修申し込みを受けたときは、当該大学院は、正規の授業に差し支えない限り、特別履修学生としての受け入れを許可する。

（単位互換）

第3条 特別履修学生が、受け入れ先大学院において修得した単位は、所属大学院において、課程修了に必要な単位として認めることができる。

（授業料等）

第4条 特別履修学生の入学料、検定料、授業料、手数料等については、各大学院とも徴収しない。

（運営協議会の設置）

第5条 本協定事項を運営するために運営協議会を置く。

2 大学院国文学・国語学分野の単位互換制度に関する運営協議会規約については別に定める。

（施設の利用）

第6条 特別履修学生を受け入れた大学院は、特別履修学生の図書館等の施設利用に際し、便宜を図る。

（協定の改正）

第7条 本協定の改正は、標記の大学間の協議による。

附 則

本協定は、以下の各大学大学院研究科（専攻課程）の参加によって、平成17年4月1日から施行する。

駒澤大学大学院人文科学研究科国文学専攻

鶴見大学大学院文学研究科日本文学専攻

日本大学大学院文学研究科国文学専攻

大学院英米文学・英語学分野の 単位互換制度に関する協定書

今日の学問の高度化と専門分野の発展の中、大学院にふさわしい高度な研究教育を実現するためには、複数の大学院間の積極的な学術交流と提携が、大きな効果をあげるものと期待されている。英米文学・英語学分野においても、一大学が開講している授業科目数が限定されているため、複数の大学院間の単位互換制度の導入によって、大学院生により豊富な学習機会を提供することは、必要かつ有益な改革である。

本協定に参加する各大学の大学院研究科あるいは専攻課程は、平等互恵の精神を基盤とし、相互の学術交流と発展を目指し、英米文学、英語学分野ならびにその関連分野の授業科目に関して、単位互換制度を設けることについて、以下のとおり合意したので本協定書を取りかわす。

(履修の願い出)

第1条 本協定に参加する大学院に在籍する学生が、研究上の必要により、他大学院の授業科目を履修しようとするときには、所属大学院の指導教授の承認を得たうえで、所属大学院を通じ、希望先の大学院にその旨、願い出るものとする。

(履修学生の受け入れ)

第2条 所定の手続きにより他大学院の履修申し込みを受けたときは、当該大学院は、正規の授業に差し支えない限り、特別履修学生としての受け入れを許可する。

(単位互換)

第3条 特別履修学生が、受け入れ先大学院において単位を修得したときは、所属大学院課程の修了に必要な単位とし認められる。

(授業料等)

第4条 特別履修学生の入学金、検定料、授業料、手数料等については、各大学院とも徴収しない。

(運営協議会の設置)

第5条 本協定事項を運営するために運営協議会を置く。

2 大学院英米文学・英語学の単位互換制度に関する運営協議会規約については別に定める。

(施設の利用)

第6条 特別履修学生を受け入れた大学院は、本協定に基づき履修を認めた特別履修学生の図書館等の施設利用に際し便宜を図る。

(協定からの脱退)

第7条 本協定に参加する大学の長は、他の参加大学に対して、対翌年度からこの協定に参加しない旨の意思表示をして、この協定から脱退することができる。

2 前項の意思表示は、脱退を希望する年度の開始の日から6ヶ月前までにしなければならない。

附 則

1. 本協定は、以下の各大学大学院研究科(専攻課程)の参加によって、平成15年4月1日から施行する。
2. 本協定は、平成21年4月1日から施行する。
駒澤大学大学院人文科学研究科英米文学専攻
鶴見大学大学院文学研究科英米文学専攻
獨協大学大学院外国語学研究科英語学専攻
関東学院大学大学院文学研究科英語英米文学専攻

大学院地理学分野の単位互換制度に関する協定書

(聴講の願い出)

第1条 本協定に参加する大学院に在籍する学生が、研究上の必要により、他大学院の授業科目を聴講しようとするときには、所属大学院の指導教授の承認を得たうえで所属大学院を通じ、希望先の大学

院にその旨願い出るものとする。

(特別聴講学生の受け入れ)

第2条 所定の手続きにより他大学院の学生の聴講申し込みを受けたときは、当該大学院は正規の授業にさしかえないかぎり、特別聴講学生としての受け入れを許可する。

(単位互換)

第3条 特別聴講学生が受け入れ先大学院において単位を修得したときは、所属大学院の課程の修了に必要な単位として認められる。

(授業料等)

第4条 特別聴講学生の入学金、検定料、授業料については、徴収しない。

(運営協議会の設置)

第5条 本協定に基づく「大学院地理学分野の単位互換制度」の運営の細目については、「大学院地理学分野の単位互換制度に関する運営協議会規約」ならびに「大学院地理学分野の単位互換に関する細則」の定めるところによる。

(図書館の利用)

第6条 特別聴講学生を受け入れた大学院は、本協定に基づき履修を認めた特別聴講学生の図書館利用に際し便宜を図る。

附 則

本協定は、以下の各大学大学院研究科(専攻課程)の参加によって、2001年4月1日から施行する。

附 則

本協定は、2003年4月1日から施行する。

- 法政大学大学院人文科学研究科地理学専攻
- 駒澤大学大学院人文科学研究科地理学専攻
- 明治大学大学院文学研究科地理学専攻
- 専修大学大学院文学研究科地理学専攻
- 国士舘大学大学院人文科学研究科人文科学専攻地理・地域論コース
- 日本大学大学院理工学研究科地理学専攻

大学院考古学分野の単位互換に関する協定書

1. 標記大学の下記専攻あるいはコースに在籍する学生は、在籍する研究科以外の下記専攻あるいはコースに設置される科目を履修し、単位を取得することができる。
2. この協定により相互の研究科の開設科目を履修する学生を、大学院特別聴講生と呼ぶ。
3. 大学院特別聴講生の履修することが出来る単位の上限は、1学生10単位とする。
4. 大学院特別聴講生として履修した科目の成績および単位取得の可否は、開設する大学の定める所による。
5. 大学院特別聴講生として履修し取得した単位の認定は、学生の在籍する大学院の規則の定める所による。
6. 大学院特別聴講生を希望する学生は、所定の願書を、在籍する大学院の定める手続を経て、履修しようとする科目が開設されている大学の所管事務室に定められた期日までに提出する。
7. 大学院特別聴講生としての聴講の可否は、履修しようとする科目が開設されている大学による。
8. 本協定の運用については、必要に応じて協議する。
9. 本協定の運用についての内規は、必要に応じて別に定める。
10. 本協定の改正は、標記の大学の協議による。

本協定は、2004年4月1日から効力を発する。

昭和女子大学大学院生活機構研究科生活文化研究専攻生活文化史講座

国士舘大学大学院人文科学研究科人文科学専攻

駒澤大学大学院人文科学研究科歴史学専攻考古学コース

大学院歴史学分野の単位互換に関する協定書

1. 表記の大学院文学研究科史学専攻に在学する学生は、標記の史学専攻に設置される科目を履修し、単位を取得することができる。
2. 履修単位は、所属大学院学則の定める範囲とする。ただし、1学生あたり10単位を制限とする。
3. 聴講を希望する学生は、所定の願書を所属する大学院の指導教員または専攻主任の承認をえて、相手校の所管の教務課に提出する。
4. 願書は、相手校の都合により、受理されないことがある。
5. 相手校において承認された聴講科目の成績および単位は、学生の所属する大学院において、そのまま認定される。
6. 本協定の運用については、必要に応じて協議する。
7. 本協定の内規は別に定める。
8. 本協定の改訂については、11大学の協議による。

附 則

本協定は、2005年4月1日から効力を発する。

- 青山学院大学大学院文学研究科
- 上智大学大学院文学研究科
- 明治大学大学院文学研究科
- 立教大学大学院文学研究科
- 専修大学大学院文学研究科
- 國學院大學大学院文学研究科
- 国士舘大学大学院人文科学研究科
- 中央大学大学院文学研究科
- 駒澤大学大学院人文科学研究科
- 東海大学大学院文学研究科
- 東洋大学大学院文学研究科

大学院歴史学専攻の大学院教育協力制度を持つ大学共同利用機関における履修と単位認定

制度導入の目的

近年の歴史学研究では、歴史資料として従来の古文書・古記録はもとより絵画・金石文・映像・音声資料・コンピュータフロッピー・遺跡・遺物等あらゆる物が活用されているとともに、それら史資料の整理・保存の問題が論議されてきている。また、公私の諸機関で現在も作成されている文書等をいかに取捨選択して文化遺産としていくかが課題となっている。こうした中で昭和62年に公文書館法、平成11年に国立公文書館法が成立し、国はもとより多くの都道府県に文書館が設置され、市町村においても設置が進められている。また、文書館や史料館等に従事する専門職員（アーキビスト）の養成制度についても論議されており、史料情報管理に関する問題は多岐にわたっている。

以上のような状況のなかで、本大学院では、史料・情報の管理に関する講座を修士課程に設置する。しかも、その講座は、上記の問題に蓄積を有する大学院教育協力制度を持つ大学共同利用機関及びそれに準ずる研究協力機関を活用したものにし、これらの機関での履修に対して単位認定がなされるものとする。この制度の導入は大学院生により豊富な講座を準備し、学習の機会を与えるものと考えられる。また、自大学以外の研修などを単位として認定するようとの文部科学省の指針にも沿うものとする。

設置科目名・履修方法・単位認定等

設置科目名・履修方法・履修機関・単位認定等については以下のよう

1. 設置科目名……「アーカイブズ・カレッジ」(修士課程) 4単位
2. 履修方法…… 通年または集中講義形式
3. 履修機関…… 大学院教育協力制度を持つ大学共同利用機

関及びそれに準ずる研究機関とし、履修する機関は本専攻が指定する。

4. 単位認定…… 本学専任教員もしくは本学が機関より学生の履修した旨の連絡を受けて単位を認定する。

大学院社会学分野の単位互換に関する協定書 (要約)

協定の目的

今日の学問の高度化と専門分化の進展の中で、大学院にふさわしい高度な研究教育を実現するためには、各大学における改善努力とともに、多数の大学間の提携が、大きな効果をあげることが期待される。社会科学諸分野の中でも、一つの大学において開講される授業科目数が比較的少ない社会学分野においては、とくに複数の大学間の単位互換制度の導入によって、大学院学生により豊富な学習機会を提供することには、有益かつ必要な改革と考えられる。

本協定に参加する大学院に在籍する学生が、研究上の必要により、他大学大学院の授業科目を聴講(履修)しようとするときは、所属大学院の指導教授の承認を得たうえで、所属大学院を通じ、希望先の大学院にその旨、願ひ出るものとする。

所定の手続きにより他大学院の学生の聴講(履修)申込みを受けた時は、当該大学院は、正規の授業にさしかえないかぎり、特別聴講生(科目等特別履修生)としての受入れを許可する。

特別聴講学生(科目等特別履修生)が、受入れ先大学院において単位を修得したときは、所属大学院の課程の修了に必要な単位として認められる。

協定校大学大学院名(専攻名等省略・社会学分野)

茨城大学、埼玉大学、千葉大学、都留文科大学、駒澤大学、成蹊大学、専修大学、中央大学、東洋大学、常磐大学、日本女子大学、法政大学、武蔵大学、立教大学、流通経済大学、創価大学、立正大学、明治学院大学、明治大学、大妻女子大学、大正大学、日本大学、埼玉県立大学

出ください。電話、ファックスや電子メールでは受け付けておりません。

(b) 代理人による開示等の求め

前記書類に加えて、代理人確認のための書類及び本人確認のための必要書類の提出をお願い致します。所定の書式については郵送致します。

(c) 本人又は代理人であることを確認するための資料

開示等の求めにあたっては、本人又はその代理人（未成年者又は成年被後見人の法定代理人、開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人）であることを確認するため、以下の書類を所定の書面に添付してご提出いただきます。

【ご本人の来所】

運転免許証、健康保険の被保険者証、写真付き住民基本台帳カード、旅券（パスポート）、在留カード、年金手帳、印鑑証明書と実印のうち、いずれか一点

【郵送】

身分証明書（運転免許証等）のコピーと住民票の写し

【代理人の来所】

本人及び代理人ついて、運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券（パスポート）、在留カード、年金手帳、弁護士の場合は登録番号、代理を示す旨の委任状

本学が取り扱う個人データの第三者提供について

本学は、原則として、あらかじめ本人の同意を得ないで個人データを第三者に提供することはありません。ただし、以下に掲げる場合は、この限りではありません。

- イ 法令に基づく場合。
- ロ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ハ 公衆衛生の向上又は学生の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- ニ 法令の定める事務を遂行することに対して国の機関等に協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

1. 個人データの第三者提供にあたっての措置

本学が取り扱う個人データは、利用目的の達成に必要な範囲で、下記4項に掲げる本学関係団体等に提供することがあります。個人データを第三者に提供するにあたっては、提供先における個人データの漏えい、滅失又はき損等を防止するための措置を義務づけ、個人情報保護に必要な契約等を締結します。

2. 個人データの第三者提供の停止（オプトアウト）について

第三者に提供する個人データについては、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止します。

第三者に個人データを提供するにあたって、下記4項の「個人データを提供する本学関係団体等」において以下の項目を公表します。

- ① 第三者に提供する個人データの利用目的
- ② 第三者に提供される個人データの項目
- ③ 第三者への提供の手段又は方法

3. オプト・アウトの手続について

(1) 下記4項の本学関係団体等への個人データの提供停止（オプトアウト）の請求には、下記の書類の提出又は提示をしていただきます。

- ① 保有個人データ開示等の請求書
 - ② 本人確認のための書類
- (2) 請求者は、窓口へ直接請求書類を提出してください。
- (3) 請求書類の提出先は、「個人情報の取扱いに関する苦情窓口及び保有個人データの開示等の求めのお申し出先」とします。

4. 個人データを提供する本学関係団体等

キャリアセンター訪問学生への提供（閲覧）

- ① 利用目的：就職活動支援のため
- ② 個人データの項目：（氏名、就職先名・配属先名、役職等就業先に関する所属情報、卒業学部・学科、卒業年月、入社年月）
- ③ 手段又は方法：閲覧

在校生父母への提供

- ① 利用目的：学生の学業達成度の報告のため
- ② 個人データの項目：（学生氏名、生年月日、所属、学生番号、成績、父母の氏名・住所）
- ③ 手段又は方法：学業成績表の通知

ゼミ・サークル等のOB・OG会への提供

- ① 利用目的：OB・OG会の開催に関わる通知・連絡のため
- ② 個人データの項目：（氏名及び住所）
- ③ 手段又は方法：名簿等の配布

駒澤大学教育後援会への提供

- ① 利用目的：教育後援会の円滑な運営の支援及び会員宛の各種案内等の送付のため
- ② 個人データの項目：（保証人氏名、保証人住所、保証人電話番号、学生氏名、学生現住所、学生電話番号、学年、所属学部・学科・専攻）
- ③ 手段又は方法：宛名シール及び名簿の配布

駒澤大学同窓会への提供

- ① 利用目的：同窓会の円滑な運営の支援及び会員宛の各種案内等の送付のため
- ② 個人データの項目：（学生氏名、学生現住所、学生電話番号、学年、所属学部・学科・専攻、就職先、保証人氏名、保証人住所、保証人電話番号）
- ③ 手段又は方法：電子データ及び磁気媒体

駒澤大学駒澤会への提供

- ① 利用目的：駒澤会会員の円滑な運営の支援及び入会案内等の送付のため
- ② 個人データの項目：（保証人氏名、保証人住所、保証人電話番号、学生氏名、学生現住所、学生電話番号、学年、所属学部・学科・専攻）
- ③ 手段又は方法：電子データ及び磁気媒体

VI 施設案内図 (院生研究室)

駒沢キャンパス案内図

校舎配置図



● 禅研究館

3F

W・C(男子)	禅研-303				診療放射線学 専攻院生研究室(1) 診療放射線学 専攻院生研究室(2)
禅研究所					
機械室	禅研 308	禅研 304	禅研 305	禅研 306	禅研 307

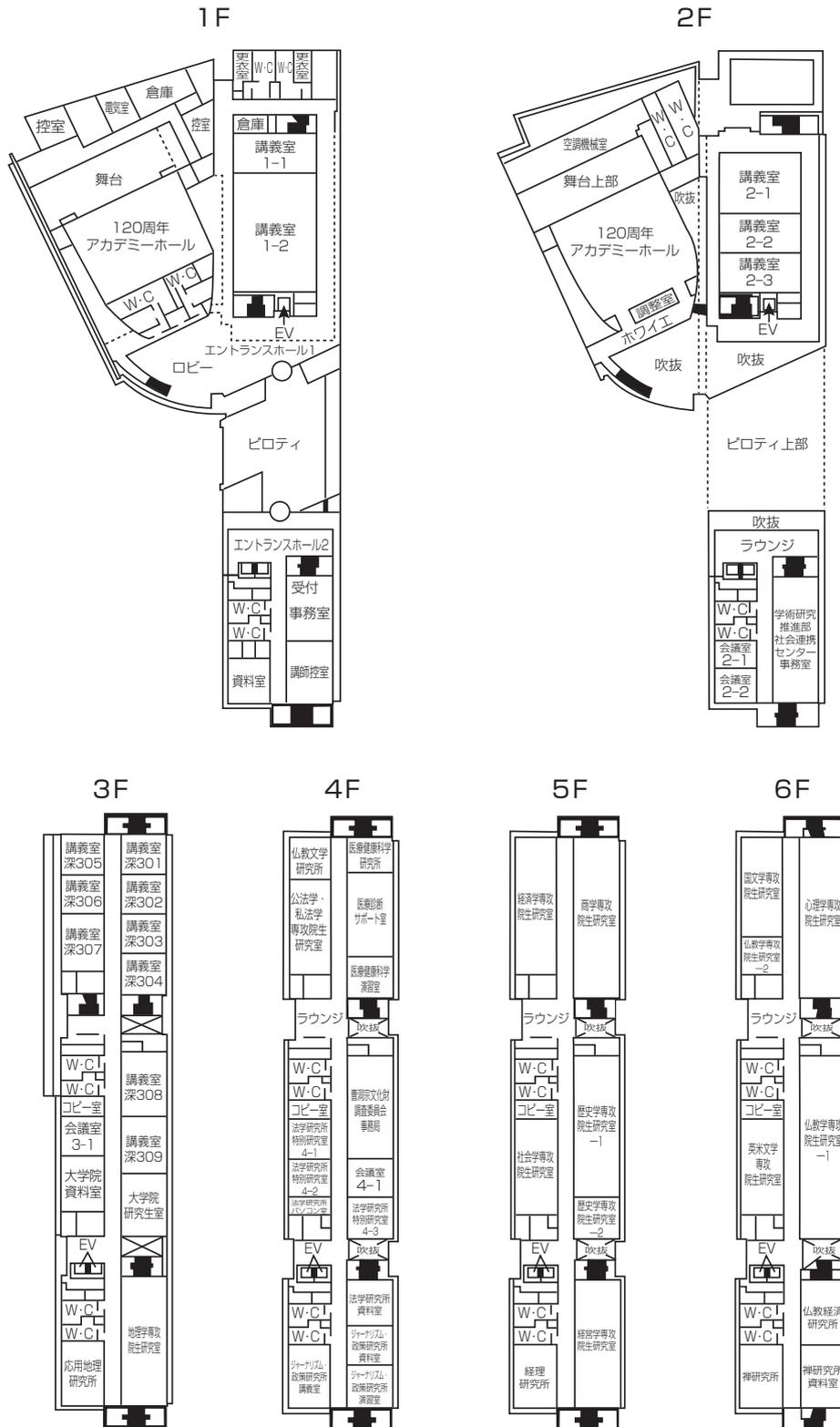
● 第1研究館

出入口(中央)

2F

受付	給湯室			W・C	機械室	212 コンテンツ スタジオ	グローバル・ メディア専攻 ワークショップ	グローバル・ メディア専攻院生 研究室(1)	グローバル・ メディア専攻院生 研究室(2)	204	202	出入口(北)
事務室	EV			GMS事務室		211	209	207	205	グローバル・ メディア専攻院生 研究室(3)	グローバル・ メディア専攻院生 研究室(4)	

- 深沢キャンパス案内図
- 深沢校舎



- 1F 深沢校舎事務室
- 3F 院生研究室（地理学），研究生室，大学院資料室
- 4F 院生研究室（公法学・私法学）
- 5F 院生研究室（歴史学，社会学，経済学，商学，経営学）
- 6F 院生研究室（仏教学，国文学，英米文学，心理学）

- 第一章
- 第二章
- 第三章
- 仏教
- 国文
- 英米文学
- 地理
- 歴史
- 社会
- 心理
- 経済
- 商
- 公法
- 私法
- 経営
- 診療科目2022
年度入学者
- 診療科目2023
年度入学者
- GM2021
年度入学者
- GM2022
年度入学者
- 第四章